

## 募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面)

この旅行は、下記旅行企画・実施者（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。この書面は、旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。

### 主要旅行条件

ツアー名 コース名	縁旅（えんたび）おもてなしツアー		出発日	平成      年      月      日（    ）		
旅行日程	別紙日程表記載のとおり					
旅行代金	旅行代金（お1人あたり）		人数	計		
	大人					
	子供					
	幼児					
	お支払金額					
上記の旅行代金は、平成27年5月1日の運賃料金を基準としています						
最少催行人員	名（参加者が左記人員未満のため旅行が実施されない場合は、出発の5日前までにご連絡いたします）					
添乗員	<input type="checkbox"/> 添乗員が同行いたします <input type="checkbox"/> 添乗員は同行いたしません					
旅行代金に含まれる費用	旅行日程に明示した次の費用は旅行代金に含まれています。 <input type="checkbox"/> 運送機関の運賃・料金 <input type="checkbox"/> 昼食等食事料金 <input type="checkbox"/> 観光料金					
旅行代金に含まれない費用	<input type="checkbox"/> 旅行日程表以外の交通費、宿泊費、飲食費 <input type="checkbox"/> 昼食等食事料金 <input type="checkbox"/> 個人的な費用 <input type="checkbox"/> 障害疾病に関する医療費 <input type="checkbox"/> 任意の旅行障害保険					
確定日程表	確定日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の7日前以降にお申込があった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。					

### お支払と旅行契約の成立

申込金	円をお申込書の提出時にお支払下さい
旅行契約の成立	当社の承諾と上記の申込金の受理をもって契約の成立となります
旅行代金残金	旅行代金からお申込金を差し引いた残金は、7日前までにお支払下さい

### 取消料

お客様の都合で、旅行契約を解除する場合は、下記の取消料をお支払いいただきます。お取り消しの連絡は、営業時間「10時00分～17時00分まで（日曜・祝日休業）」にのみお受けします。

解除の時期	取消料の内容
旅行開始日の前日から起算して10日前まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して 7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

### 旅行企画・実施

長野県知事登録旅行業第3-564  
**美勢タクシー（株）** みせおもてなしツアー  
 長野県塩尻市大門1番町3-3  
**TEL 0263-52-1280 FAX 0263-52-5912**  
 総合旅行業務取扱管理者 備前 隆

長野県知事登録旅行業第3-457  
**有限会社トラベルオフィス**  
 長野県塩尻市大門8番町3-3  
**TEL 0263-51-6617 FAX 0263-51-6618**  
 総合旅行業務取扱管理者 大野田 正治

募集型企画旅行実施可能区域      塩尻市   松本市   岡谷市   伊那市   木曾町   辰野町   山形村   朝日村   木祖村   南箕輪村

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。